

調査の概要

1 調査目的

学校基本調査（基幹統計調査）は、統計法（平成19年法律第53号）に基づき、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とし、文部科学省が所管し昭和23年から毎年実施している。

2 調査対象

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、同法第124条に定める専修学校及び同法第134条第1項に定める各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に定める幼保連携型認定こども園

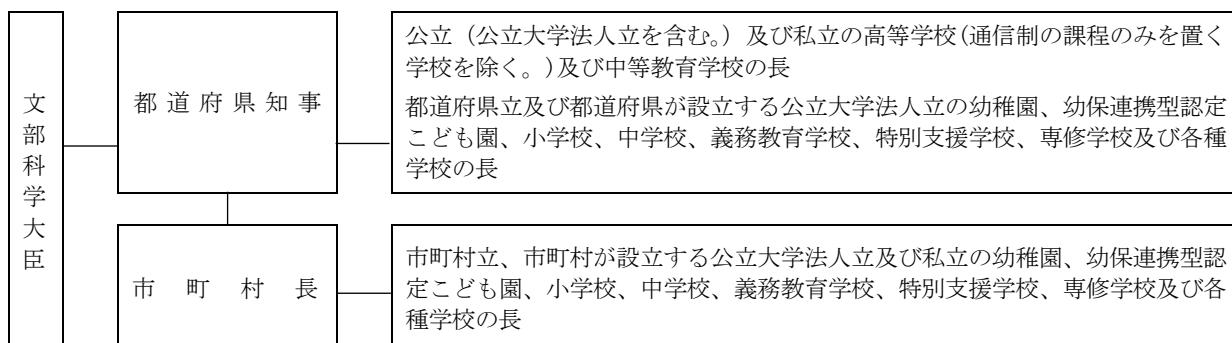
3 調査期日

令和6年5月1日現在

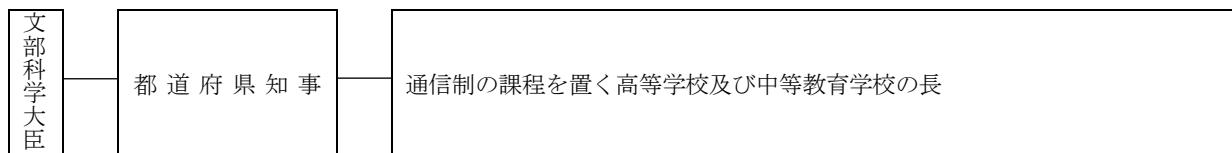
4 調査の種類、主な調査事項及び調査の方法

【学校調査】……… 学校数、学級数、在学者数、教員数及び入学者数

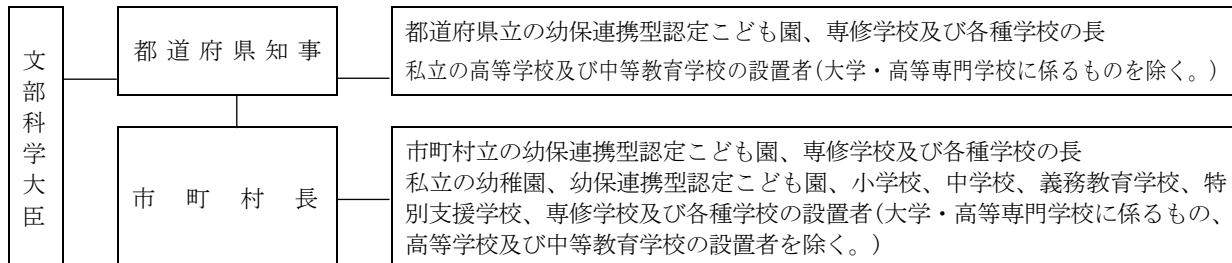
【卒業後の状況調査】……… 卒業者の進路状況（中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部・高等部）に限る。）



【学校通信教育調査】……… 学校数、生徒数、教員数、入学者数及び卒業者数



【学校施設調査】……… 学校の土地及び建物面積（私立学校及び公立の幼保連携型認定こども園、専修学校、各種学校に限る。）



【不就学学齢児童生徒調査】……… 就学免除者数、就学猶予者数、1年以上居所不明者数及び死亡者数



※ なお、国立の諸学校は文部科学大臣が直接調査を実施している。